

別表【補助対象経費一覧】

区分	摘要	備考
(1) ITツールの導入及び設備のIoT化、テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備にかかる機器費用	データの送受信、利活用のための機器費用(各種センサー類、カメラ、GPS、Wi-Fi、LPWA、RFID、サーバ※1等)及びこれらの設置費用	サーバー等の汎用性がある機器は、専ら業況の好転に向けた生産性向上に向けた新規の取組のために利用するものであること。また、適切な機能・スペックの設備を選定すること。
(2) ソフトウェア	パッケージソフト、新しく構築されたソフト、カスタマイズしたソフトの別を問わない。	自社ソフトウェアの製作に係る人件費は除く
(3) クラウド費用	クラウドサービスの利用費用	契約期間が補助対象期間を超える場合、按分の上、補助対象期間分の費用のみ対象とする
(4) リース料	上記(1)(2)(3)をリース契約に基づいて支払うリース料	導入初年度分のみ、補助対象期間内の費用のみ対象とする
(5) 外注費・委託費	補助事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計、工事に係る外注費または委託費	
(6) 専門家経費	導入または活用方法を実証するため、外部事業者(専門家)から技術指導を受ける場合に要する謝金、委託費	
(7) 申請支援費	申請に係る書類作成・確認に要する謝金	対象は指定の申請支援機関に対するもの
(8) その他、市長が助成対象として適当であると認めるもの	上記に含まれていないが、業況の好転に向けた生産性向上に資すると思われるもの	事業に見合ったものであること

※ サーバー、クラウドサーバー等については、専ら生産性向上に向けた新規の取組のために導入するもののみ対象とします。